

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣旨

地方税法の改正により、「低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除」が適用されることに伴い、本市国民健康保険税においても同様の規定を追加するもの。

2 改正内容

附則第10項及び第11項中の「第35条の2第1項又は第36条」に「**第35条の3第1項**」を追加し、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とするもの。

3 施行日

土地基本法等の一部を改正する法律附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日。当該施行日は、令和2年3月31日となったことから、令和3年1月1日。

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（租税特別措置法第35条の3）

【内容】

個人が低未利用土地等の譲渡（親族間譲渡は除く）をした場合に低未利用土地の譲渡益から100万円を控除することができる。（令和2年7月1日から令和4年12月31日まで）

【主な要件】

1. 譲渡価格がその上にある建物を含めて500万円以下の譲渡であること
2. 所有期間が5年を超えること
3. その低未利用土地が都市計画区域内にあること
4. 低未利用土地であったこと及び譲渡後の土地の利用について市区町村による確認が行われたこと